Ⅲ 各段階における対策

1 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に 発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目 的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国及び県との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を 怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等関係機関との連携を図り、 対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を 図るため市民及び関係機関に対し継続的な情報提供を行う。
- 3)海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国などを通じ、継続的な海外からの情報収集を行う。

(1) 実施体制

- (1) -1 行動計画の作成
- ア) 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生 前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び市事業継続計画の 作成を行い、必要に応じて見直していく。 (政策推進部、健康福祉部)
- イ) 市は、市行動計画を作成するときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な 知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴き、新型インフルエンザ等の発生 に備えた市の対策等に対して協議、検討を行う。 (政策推進部、健康福祉部)

(1) -2 体制の整備

市は、国、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練等を実施する。

(政策推進部、健康福祉部)

(2)情報収集

(2) -1 情報収集

市は、必要に応じ国、県、医療機関等の協力を得て、個別症例について症状 や治療経過、集団発生状況等の情報を収集し、早期対応に役立てる。

(健康福祉部)

(3)情報提供・共有

(3) -1 継続的な情報提供

- ア) 市は、県と協力し、市民に対し、新型インフルエンザ等対策に関する基本的 な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりや すい情報提供を行う。 (政策推進部、健康福祉部)
- イ) 市は、県と協力し、マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い等、季節性 インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。 (健康福祉部)

(3) -2 体制整備等

ア) 市は、情報共有の体制整備等の事前の準備を行う。

(政策推進部、健康福祉部)

- ①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ②一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④国や県、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤市医師会と連携し、情報共有を行う。

イ) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの一般的な相談に応じるため、一般相談窓口(コールセンター)を設置する準備を進める。

(政策推進部、財務部、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4) -1 対策実施のための準備

- ア) 個人における対策の普及
 - ①市は、市民に対し、新型インフルエンザ等発生時には、マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について普及を図る。

(総務部、健康福祉部、教育委員会)

②市は、国、県とともに、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急 の外出自粛要請による感染対策についての理解促進を図る。

(健康福祉部)

イ) 地域対策・職場全体対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について、周知を図るための準備を行う。 (健康福祉部)

ウ) 衛生資器材等の供給体制の整備

市は、国及び県の協力を得て、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の確保の 準備を行う。 (健康福祉部)

(5) 予防接種

(5) - 1 特定接種

市は、国と県の要請を受け、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団 的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。 (総務部、健康福祉部)

(5) -2 住民接種

- ア) 市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市内に居住 する者に対して、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築 を図る。 (健康福祉部)
- イ) 市は、円滑な接種の実施のために、居住以外の市町村においても接種が可能 にするよう努める。 (健康福祉部)
- ウ) 市は、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者 等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の 周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(総務部、健康福祉部、教育委員会)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) -1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障がい 者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提 供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的 手続きを決めておく。 (健康福祉部、消防本部)

(6) -2 火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(環境部、健康福祉部)

(6) -3 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

(政策推進部、健康福祉部)